

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- * 社会生活の学習の場である学校では、生徒・教員の誰もがいじめの当事者になり得るという意識を共有する。
- * いじめは自尊感情の欠如と密接な関係があるため、学校の教育課程全般を通じて自尊感情を高める手だてを講ずる。
- * ピア・サポート活動を通して、他者への感謝と思いやりの心を育む。

【未然防止】

- * 自治意識・自浄力を高める
- * 規範意識・自尊感情を高める
- * ピア・サポート活動の推進
- * 道徳教育と人権教育の推進
- * 縦割り活動の推進
- * 特別支援教育の充実
- 昨年度の取り組みの評価 —
- ・ いじめ認知件数0件
- ※ 重大事案に該当するいじめは0件

【早期発見】

- * 学校生活実態調査（学期1回）
- * 教育相談（1学期・2学期）
- * 高中生活（学級担任）
- * 学校生活アンケート（学期1回）
- * 職員間の情報共有（一報の活用）
- * 欠席者への連絡・家庭訪問
- * 「生徒指導部会」「はーとるーむ会議」
- 昨年度の取り組みの評価 —
- 人間関係のトラブルはあったが、関係職員の情報交換等によって、深刻な事態になる前に対応できた。

【早期対応】

- * 学年部による実態把握
- * いじめ対策小委員会で、いじめの認定と指導の方針確認
- * 指導と当該家庭への指導・対応について連絡
- * 再発防止のためのケア
- * 登校渋滞・欠席が認められる場合は家庭訪問
- 昨年度の取り組みの評価 —
- いじめに発展する可能性を「生徒指導部会」や「はーとるーむ会議」等の組織の連携によって見出し、早期に対応する事で適切に支援する事ができた。

【PTAや地域との連携】

- * PTA生活部による全保護者参加のあいさつ運動（5月～1月）
- * 地区補導委員会への情報提供（毎月1回）
- * 民生児童委員との情報交換会（年間2回）
- * 家庭教育の重要性についての啓発活動（学校通信等）

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- * 道徳でのいじめを題材とした授業の実施
- * 生徒会活動や行事でのピア・サポート活動の充実
- * 各学級での「人間関係づくりプログラム」の活用
- * アンケート項目にいじめを目撃した場合の質問項目を設定

【いじめ対策委員会】

（※小委員会はその内の教員で構成）

- 学校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事
- 養護教諭・特別支援コーディネーター
- 不登校担当・学年主任・PTA代表・民生委員
- ※必要に応じて
- スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー

【職員研修・指導体制】
【取組等の点検】

- * 「静岡県いじめ対応マニュアル」及び県の基本方針の確認
- * 高洲中学校のいじめ防止基本方針の職員への周知
- * 「いじめの定義」の周知と確認
- * スクールカウンセラーを講師としたいじめ防止に関わる研修（年1回）
- * アンケート結果、生徒指導月例調査結果からいじめ防止への取り組みを点検

【関係機関との連携】

- ・ 触法行為は躊躇なく、警察との連携を図る。
- ・ スクールカウンセラー等による心のケアを進める。